

議題 2

広島市教育委員会規則の制定等について

- 1 広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の制定について（議案第7号） 6
- 2 指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について（議案第8号） 9
- 3 広島市教育委員会教科書選定委員会規則の全部改正について（議案第9号） 17
- 4 広島市就学指導委員会規則の廃止について（議案第10号） 22
- 5 広島市教育員会事務決裁規則の一部改正について（議案第11号） 26
- 6 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第12号） 30
- 7 広島市教育員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第13号） 33

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の制定について

このことについて、下記のとおり制定する。

記

1 制定理由

広島市教育委員会指定管理者指定審議会の設置に伴い、広島市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、その所掌事務、組織及び委員並びに運営に関し必要な事項を定めるものである。

2 制定内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年4月1日

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和 2 8 年広島市条例第 3 5 号）第 3 条の規定に基づき、広島市教育委員会指定管理者指定審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会事務局の所管に係る公の施設の指定管理者の指定に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 教育長
- (2) 市職員（教育委員会事務局職員を含む。）
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから教育委員会が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、緊急を要するため、審議会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、審議会の会議を開かないで、審議会の会議の目的である事項について提案をし、委員に意思表示を求めることができる。
- 5 前項の提案があった場合において、当該提案につき委員の過半数が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の審議会の議決があったものとみなす。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（資料の提出等の要求）

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

（委任規定）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市指導不適切教諭等認定審議会の設置に伴い、広島市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、その所掌事務、組織及び委員並びに運営に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年4月1日

平成 25 年 3 月 26 日

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則（平成 20 年広島市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別に定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）」を「広島市附属機関設置条例（昭和 28 年広島市条例第 35 号。以下「条例」という。）の別表に規定する広島市指導不適切教諭等認定審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第 6 条第 3 項中「適正等」を「適性等」に改め、同条第 5 項中「前各号」を「前各項」に改める。

第 9 条を第 18 条とし、第 8 条の次に次の 9 条を加える。

（審議会の組織及び運営）

第 9 条 条例第 3 条に規定する審議会の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項は、次条から第 17 条までに定めるところによる。

（所掌事務）

第 10 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、法の規定による児童等に対する指導が不適切である教諭等の認定に関する事項について審議するものとする。

（組織）

第 11 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び広島市内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第13条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第15条 審議会は、必要があると認めるときは、当該教諭等又は関係者の同意を得た上で、その出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教職員課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則
(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。(以下「法」という。))第25条の2の規定に基づき、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導が不適切である教諭等の定義)</p> <p>第2条 この規則において指導が不適切である教諭等とは、広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「広島市立学校」という。)の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び常勤講師(条件付採用期間中の者及び臨時的任用者を除く。)のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者をいう。</p> <p>(指導状況の把握等)</p> <p>第3条 広島市立学校の園長、校長及び広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教諭等の指導状況の把握に努め、児童等への指導が不適切である教諭等に対しては、早期に、適切な指導、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 広島市立学校の園長又は校長は、前条の規定による指導、助言その他の支援を行ってもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと判断し、指導が不適切である教諭等に該当すると思料するときは、教育委員会に対し、当該教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定を申請するものとする。</p> <p>2 前項の規定による申請に当たって、当該園長又は校</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(指導が不適切である教諭等の定義)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(指導状況の把握等)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>

長は、指導が不適切である教諭等の認定に係る申請書に、指導が不適切である教諭等に係る調書を添えて、教育委員会に提出するものとする。

3 前項の規定により申請を行う場合において、当該園長又は校長は、当該教諭等に意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。

4 教育委員会は、第1項の申請があった場合には、当該教諭等に書面又は口頭により意見を述べる機会を与えるものとする。

(指導が不適切である教諭等の認定等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定をするかどうかを決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定に当たっては、別に定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、第1項の認定をしたときは、速やかにその旨を、前条第1項の規定による申請をした者及び当該認定を受けた教諭等に通知するものとする。

(指導改善研修)

第6条 教育委員会は、前条第1項の認定を行った教諭等に対して、指導改善研修を実施する。

2 指導改善研修の期間は、1年を超えない範囲内で教育委員会が定める。ただし、教育委員会は、特に必要があるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内でこれを延長することができる。

3 教育委員会は、前項の指導改善研修の実施に当たっては、当該教諭等の能力、適正等に応じ、指導改善研修に関する計画書を作成し、第4条第1項の規定による申請をした者及び当該教諭等に通知するものとする。

4 指導が不適切である教諭等に対しては、当該園長又

3 (現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

(指導が不適切である教諭等の認定等)

第5条 (現行に同じ。)

2 教育委員会は、前項の認定に当たっては、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号。以下「条例」という。）の別表に規定する広島市指導不適切教諭等認定審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 (現行に同じ。)

(指導改善研修)

第6条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 教育委員会は、前項の指導改善研修の実施に当たっては、当該教諭等の能力、適性等に応じ、指導改善研修に関する計画書を作成し、第4条第1項の規定による申請をした者及び当該教諭等に通知するものとする。

4 (現行に同じ。)

は校長が、前項に規定する指導改善研修に関する計画書に基づき、指導改善研修を受けることを命ずるものとする。

5. 前各号に定めるもののほか、指導改善研修に関し必要なことは、別に定める。

(指導改善研修状況報告)

第7条 当該園長又は校長は、指導が不適切である教諭等について、研修の効果の把握に努めるとともに、その記録を月ごと及び年度ごとに、遅滞なく、教育委員会に報告するものとする。

(指導改善研修終了時の認定等)

第8条 教育委員会は、指導改善研修の終了時において、前条の規定による報告その他の資料に基づき、指導が不適切である教諭等の指導改善の程度が、次の各号のいずれに該当するかの認定を行う。この場合においては、第4条第4項及び第5条第2項の規定を準用する。

- (1) 児童等に対する指導を適切に行うことができるようになったと認められる旨の認定
- (2) 引き続き指導改善研修を受ければ、児童等に対する指導を適切に行うことができるようになると見込まれる旨の認定
- (3) 指導改善研修終了後もなお児童等に対する指導を適切に行うことができる程度まで改善する余地がないと認める旨の認定

2 前項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 前項第1号の認定をしたときは、第5条第1項の認定の解除
- (2) 前項第2号の認定をしたときは、第6条第2項ただし書きの規定による指導改善研修の期間の延長
- (3) 前項第3号の認定をしたときは、法第25条の3の規定による免職その他の必要な措置

3 教育委員会は、前項各号の措置を講ずるときは、速やかにその旨を、当該園長又は校長及び当該教諭等に通知するものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、指導改善研修に関し必要なことは、別に定める。

(指導改善研修状況報告)

第7条 (現行に同じ。)

(指導改善研修終了時の認定等)

第8条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 (現行に同じ。)

(審議会の組織及び運営)

第9条 条例第3条に規定する審議会の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項は、次条から第17条までに定めるところによる。

(所掌事務)

第10条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、法の規定による児童等に対する指導が不適切である教諭等の認定に関する事項について審議するものとする。

(組織)

第11条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び広島市内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第13条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第15条 審議会は、必要があると認めるときは、当該

<p>(委任)</p> <p>第9条 この教育委員会規則の施行に関し必要な細則は、広島市教育長が別に定める。</p>	<p><u>教諭等又は関係者の同意を得た上で、その出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p>第16条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第17条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教職員課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (繰り下げ)</p>
--	--

広島市教育委員会教科書選定委員会規則の全部改正について

このことについて、下記のとおり全部改正する。

記

1 改正理由

広島市教科用図書採択審議会の設置に伴い、広島市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、その所掌事務、組織及び委員並びに運営に関し必要な事項を定めるものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年4月1日

広島市教科用図書採択審議会規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教科用図書採択審議会規則

広島市教育委員会教科書選定委員会規則（平成13年広島市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市教科用図書採択審議会（以下「採択審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 採択審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議するものとする。

（組織）

第3条 採択審議会は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校の校長及び教員
- (2) 学校の児童生徒の保護者代表
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の8月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 採択審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、採択審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 採択審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の内容については、会議が開かれた年の8月31日まで非公開とする。

(調査員)

第7条 採択審議会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。

- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、教育長が任命する。
- 3 調査員の任期は、任命の日から当該任命の日が属する年の8月31日までとする。

(庶務)

第8条 採択審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導第一課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、採択審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新旧対照表

現 行	改 正 案											
<p>○ 広島市教育委員会教科書選定委員会規則</p> <p>(新設)</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 教育委員会の諮問に応じ、広島市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科書（文部科学大臣の検定を経た「教科書」をいう。）の選定について審議するため、教科用図書採択地区ごとに、広島市教育委員会教科書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="105 1048 794 1406"> <thead> <tr> <th>採 択 地 区</th> <th>選 定 委 員 会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広島第一地区 (東区・南区・安芸区)</td> <td>広島第一地区小学校選定委員会</td> </tr> <tr> <td>広島第一地区中学校選定委員会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広島第二地区 (中区・西区・佐伯区)</td> <td>広島第二地区小学校選定委員会</td> </tr> <tr> <td>広島第二地区中学校選定委員会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広島第三地区 (安佐南区・安佐北区)</td> <td>広島第三地区小学校選定委員会</td> </tr> <tr> <td>広島第三地区中学校選定委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織)</p> <p>第二条 選定委員会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第三条 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の校長及び教員 (2) 学校の児童生徒の保護者代表 (3) 学識経験者 <p>2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の8月31日までとする。</p>	採 択 地 区	選 定 委 員 会	広島第一地区 (東区・南区・安芸区)	広島第一地区小学校選定委員会	広島第一地区中学校選定委員会	広島第二地区 (中区・西区・佐伯区)	広島第二地区小学校選定委員会	広島第二地区中学校選定委員会	広島第三地区 (安佐南区・安佐北区)	広島第三地区小学校選定委員会	広島第三地区中学校選定委員会	<p>□ 広島市教科用図書採択審議会規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、<u>広島市教科用図書採択審議会（以下「採択審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 採択審議会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 採択審議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の校長及び教員 (2) 学校の児童生徒の保護者代表 (3) 学識経験者 <p>2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の8月31日までとする。<u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
採 択 地 区	選 定 委 員 会											
広島第一地区 (東区・南区・安芸区)	広島第一地区小学校選定委員会											
	広島第一地区中学校選定委員会											
広島第二地区 (中区・西区・佐伯区)	広島第二地区小学校選定委員会											
	広島第二地区中学校選定委員会											
広島第三地区 (安佐南区・安佐北区)	広島第三地区小学校選定委員会											
	広島第三地区中学校選定委員会											

(委員長及び副委員長)

第四条 それぞれの選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を掌理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会議の内容については、会議が開かれた年の8月31日まで非公開とする。

(調査員)

第六条 選定委員会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。

- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、教育長が任命する。

(庶務)

第七条 選定委員会の庶務は、広島市教育委員会学校教育部指導第一課において処理する。

(委任規定)

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日教委規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月28日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

(会長及び副会長)

第五条 採択審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、採択審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 採択審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の内容については、会議が開かれた年の8月31日まで非公開とする。

(調査員)

第7条 採択審議会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。

- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、教育長が任命する。
- 3 調査員の任期は、任命の日から当該任命の日が属する年の8月31日までとする。

(庶務)

第8条 採択審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導第一課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、採択審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第10号

平成25年3月26日提出

広島市就学指導委員会規則の廃止について

このことについて、下記のとおり廃止する。

記

1 廃止の理由

広島市就学指導委員会においては、委員である専門医及び学識経験者から、障害のある児童生徒の就学について意見聴取を行っているが、専門員として委嘱して個別に意見聴取を行うこと等が可能であることから、同委員会を廃止することとする。

については、広島市就学指導委員会の根拠規定である広島市就学指導委員会規則を廃止するものとする。

2 廃止期日

平成25年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

広島市就学指導委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市就学指導委員会規則を廃止する規則

広島市就学指導委員会規則（昭和 4 8 年広島市教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

広島市就学指導委員会規則

昭和48年2月19日
教育委員会規則第1号

改正 昭和50年7月15日教委規則第8号の2
(この規則で題名改正)
昭和58年8月31日教委規則第13号
平成11年3月31日教委規則第10号
平成21年3月26日教委規則第3号

昭和50年7月18日教委規則第9号
平成6年8月18日教委規則第8号
(この規則で題名改正)
平成15年3月26日教委規則第5号
(この規則で題名改正)

(目的及び設置)

第1条 広島市に居住する障害のある児童生徒に対して障害の種類や程度に応じた適切な教育が受けられるよう、その就学についての的確に判断し指導を行うため、広島市就学指導委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(昭和50年教委規則8の2・昭和58年教委規則13・一部改正)
(平成6年教委規則8・一部改正・平成15年教委規則5・一部改正)

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害実態を調査・審議し適切な就学を進めること。
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事業

(昭和50年教委規則8の2・昭和58年教委規則13・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する委員36人以内をもって組織する。

- (1) 専門医
- (2) 広島市立学校教職員
- (3) 関係機関の職員及び学識経験者

(昭和58年教委規則13・一部改正)
(平成14年教委規則5・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課において処理する。

(昭和50年教委規則9・一部改正)

(平成11年教委規則10・一部改正)

(平成15年教委規則5・一部改正)

(平成21年教委規則3・一部改正)

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月15日教委規則第8号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月18日教委規則第9号 抄)

この規則は、昭和50年7月19日から施行する。

附 則 (昭和58年8月31日教委規則第13号)

この規則は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則 (平成6年8月18日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし平成15年度の任期は10か月とする。

附 則 (平成21年3月26日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市教育委員会の決裁を要する事務のうち、「訴訟及び異議申立並びに行政不服審査請求に関する事」について文言を整理するとともに、重要なものに限ることとする等の改正を行うものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 25 年 3 月 26 日

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和 25 年 12 月 14 日広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号中「こと」の右に「（採択手順の決定及び広島市教科用図書採択審議会調査員の任免を除く。）」を加え、同条第 11 号中「異議申立並びに行政不服審査請求に関すること」を「不服申立て等に関すること（重要なものに限る。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島市教育委員会会議規則（昭和 31 年広島市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 7 号中「異議申立て並びに行政不服審査請求に関すること」を「不服申立て等に関すること」に改める。

「広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正案」新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 教科用図書の採択に関すること</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>(略)</p> <p>(11) <u>訴訟及び異議申立並びに行政不服審査請求に関すること。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 教科用図書の採択に関すること(<u>採択手順の決定及び広島市教科用図書採択審議会調査員の任免を除く。</u>)。</p> <p>(略)</p> <p>(11) <u>訴訟及び不服申立て等に関すること(重要なものに限る。)</u>。</p> <p>(後略)</p>

「広島市教育委員会会議規則の一部改正案」新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(7) <u>訴訟及び異議申立て並びに行政不服審査請求に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(7) <u>訴訟及び不服申立て等に関すること</u></p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

議案第12号

平成25年3月26日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の要旨

- (1) 学校教育部教職員課の組織改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他規定の整備を行う。

2 施行期日

平成25年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 25 年 3 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教職員課」を「教職員課 庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係」に改める。

第2条第5項第10号中「教職員健康管理審査会」を「教職員の採用及び休職等に係る健康診断」に改め、同項第14号を削り、同項第15号を第14号とする。

第2条第7項第3号中「食育」の右に「の指導」を加え、同項第13号中「教職員健康管理審査会」を「教職員の採用及び休職等に係る健康診断」に改め、同項第15号中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

広島市教育委員会事務局事務分掌規則現行新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に、次の部、課及び係を置く。</p> <p>総務課 庶務係 人事係 施設課 管理係 計画係 整備係</p> <p>青少年育成部 育成課 放課後対策課</p> <p>学校教育部 教職員課</p> <hr/> <p>学事課 学事係 用度係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課 生徒指導課</p>	<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に、次の部、課及び係を置く。</p> <p>総務課 庶務係 人事係 施設課 管理係 計画係 整備係</p> <p>青少年育成部 育成課 放課後対策課</p> <p>学校教育部 教職員課 <u>庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係</u></p> <p>学事課 学事係 用度係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課 生徒指導課</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 1~4 (略)</p> <p>5 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>(10) <u>教職員等の保健に関すること(教職員健康管理審査会</u> <u>に関する</u> <u>ことを除く。)</u></p> <p>(11)~(13) (略)</p> <p>(14) <u>教職員住宅の管理に関すること。</u></p> <p>(15) <u>部及び課の庶務に関すること。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 学校教育部健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校における食育<u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4)~(12) (略)</p> <p>(13) <u>教職員健康管理審査会</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>財団法人広島市学校給食会その他</u> <u>関係団体に対する指導調整等</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>8~11 (略)</p>	<p>5 (現行に同じ。)</p> <p>(10) <u>教職員等の保健に関すること(教職員の採用及び休職等に係る健康診断</u> <u>に関する</u> <u>ことを除く。)</u></p> <p>(14) <u>削る。</u></p> <p>(14) <u>部及び課の庶務に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>7 (現行に同じ。)</p> <p>(3) 学校における食育の<u>指導</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(13) <u>教職員の採用及び休職等に係る健康診断</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(15) <u>一般財団法人広島市学校給食会その他</u> <u>関係団体に対する指導調整等</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u></p>

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

給食事業場に勤務する給食調理員の人数の増加等に伴い、給食調理場及び教育委員会事務局に置く衛生管理者の数を、労働安全衛生規則第7条第1項第4号の表に掲げる数にするものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和 6 2 年広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表第 1 の事業場の欄」を「次」に、「に、同表の選任数の欄に掲げる」を「（政令第 4 条で定める規模のものに限る。）に、省令第 7 条第 1 項第 4 号の表の上欄に掲げる規模に応じて、同表の下欄に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 教育委員会事務局（安佐南地区学校事務センターを除く。）
- (2) 給食事業場
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の事業場

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>(衛生管理者)</p> <p>第6条 法第12条第1項の規定に基づき、<u>別表第1の事業場の欄に掲げる事業場に、同表の選任数の欄に掲げる</u></p> <hr/> <p>数の衛生管理者を置く。</p> <p>2 前項の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する職員のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="92 1232 794 1630"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>選任数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 教育委員会事務局(安佐南地区学校事務センターを除く。)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2 給食事業場</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3 前2項に掲げる事業場のほか、政令第4条で定める規模の事業場</td> <td>省令第7条第1項第4号で定める数</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	選任数	1 教育委員会事務局(安佐南地区学校事務センターを除く。)	2	2 給食事業場	2	3 前2項に掲げる事業場のほか、政令第4条で定める規模の事業場	省令第7条第1項第4号で定める数	<p>(衛生管理者)</p> <p>第6条 法第12条第1項の規定に基づき、次 _____ に掲げる事業場(政令第4条で定める規模のものに限る。)に、<u>省令第7条第1項第4号の表の上欄に掲げる規模に応じて、同表の下欄に掲げる数の衛生管理者を置く。</u></p> <p>(1) <u>教育委員会事務局(安佐南地区学校事務センターを除く。)</u></p> <p>(2) <u>給食事業場</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもの以外の事業場</u></p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>別表第1 削除</p>
事業場	選任数								
1 教育委員会事務局(安佐南地区学校事務センターを除く。)	2								
2 給食事業場	2								
3 前2項に掲げる事業場のほか、政令第4条で定める規模の事業場	省令第7条第1項第4号で定める数								

